

【参考資料】

農林水産物・食品の輸出に取り組む皆様へ

一部の輸出証明書の申請先・発行場所の変更について

令和2年4月1日から農林水産物・食品輸出促進法が施行され、
一部の輸出証明書の申請先・発行場所が変更になります。

4月1日から申請先・発行場所が変更になる輸出証明書

申請先の変更を伴う 輸出証明書の種類		申請先・発行場所	
		3月まで	4月1日から
自由販売 証明書	食品	厚生労働省地方厚生局 [書面・メール・NACCS申請]	・地方農政局等(注1) [専用システムによる電子 申請(注2)、NACCS申請] ※ 1 証明書は、申請先のほ か、農林水産省本省、地 方農政局等、県域拠点等 でも受け取れます。郵送 での交付も可能です(送 料の負担が必要です)。 ※ 2 水産物に係る原発事故 関連の証明書の申請方法 は、従来と同じですが、 入力項目が一部変更にな ります。 ※ 3 自由販売証明書の書面 による申請も、当面は受 け付けます。 ・一部の都道府県(水産物に 係る原発事故関連の証明 書のみ)
	飼料 飼料添加物 ペットフード	農林水産省(消費・安全局) [書面・メール・NACCS申請]	
水産物に係る原発事故関連 の証明書 (検査証明、産地証明等)		・農林水産省(水産庁) [専用システムによる 電子申請、NACCS申請] ・一部の都道府県	
水産物の衛生証明書 (インドネシア、ナイジェリ ア、ブラジル向け)		(一財)日本食品検査 [メール又はNACCS申請]	・農林水産省本省及び地方農 政局等 (インドネシア、ナイジェリア) ・厚生労働省局地方厚生局 (ブラジル) (注1) [書面・メール申請] ※ 証明書は申請先で受け取 れます。 ・(一財)日本食品検査 [メール又はNACCS申請]

※上記以外は、当面現在と同じですが、申請や受取りが便利になるよう順次整備を進めていきます。

(注1) 地方農政局等とは、地方農政局(東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州)の本局、
北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局農林水産部を指しています。

(注2) 電子申請を行うためには、事前に専用システムの利用申請手続が必要です。

・輸出証明書発行システム https://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/shoumei_system.html

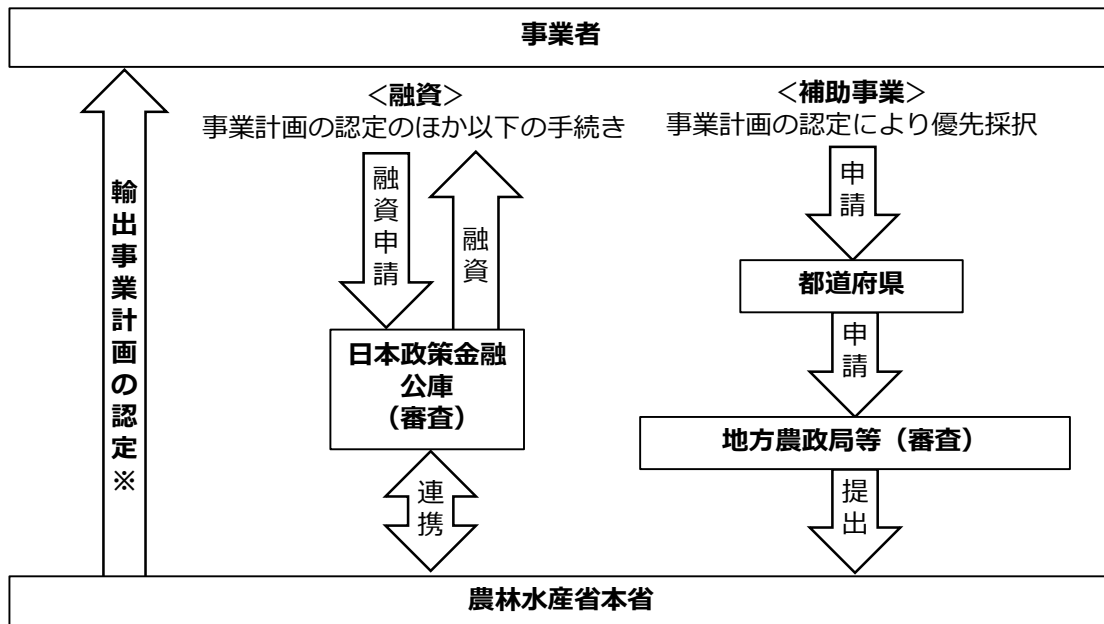
(参考) NACCS https://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/shoumei_naccs.html

【参考資料】

輸出に取り組む事業者への支援について

令和2年4月1日から、**輸出事業計画**を作成して農林水産大臣による認定を受けることで、日本政策金融公庫による**融資等の支援**が受けられます。また、**補助事業**を受けやすくなります。

支援を受けるための輸出事業計画の認定と支援



※ 補助事業の優先採択を希望する場合の申請先：都道府県
希望しない場合の申請先：地方農政局等

これまで推進してきた「GFPグローバル産地計画」は、法律に基づく輸出事業計画として位置付けられます。

支援①

施設整備をサポートする日本政策金融公庫による融資制度（農林水産物・食品輸出促進資金制度）の新設

- 食品流通改善資金について、**輸出のための食品製造・流通施設の整備・改修費用**に加えて、**コンサルティング経費、海外における営業事務所の設置**などのための費用も融資対象になります。

（利率0.17～0.22%〔令和2年1月21日現在〕）

- 食品産業品質管理高度化促進資金（HACCP資金）の融資額の上限（20億円）が撤廃されます。（利率0.17～0.37%〔令和2年1月21日現在〕）

※利率はご融資期間によって異なります。最新の利率は日本政策金融公庫農林水産事業の窓口までお問い合わせください。

※融資には日本政策金融公庫による審査を受けていただく必要があります。

支援②

ハード・ソフト補助事業の優先採択等を受けられます

- 補助事業である「GFPグローバル産地づくり推進事業」を活用すれば、輸出事業計画（GFPグローバル産地計画）の策定と実施に対する支援を受けることができます。
- **輸出事業計画（GFPグローバル産地計画）**を作成して農林水産大臣による認定を受けることで、**ハード・ソフト補助事業の優先採択等の対象**となります。

〔優先採択等の対象となる主な補助事業〕

強い農業・担い手づくり総合支援交付金

農業農村整備事業等

浜の活力再生・成長促進交付金

合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策

食料産業・6次産業化交付金

林業成長産業化総合対策

水産基盤整備事業

- 上記に関する詳細な情報を、GFPコミュニティのウェブサイトを通じて提供しています。

まずは、**GFPコミュニティへの登録**をお願いします。

URL: <https://www.gfp1.maff.go.jp/entry/>



支援③

新たに食品産業の輸出向けHACCP等対応施設の整備への補助が始まります

令和元年度補正予算68億円（上限5億円・下限500万円）
令和2年度当初予算15億円（上限3億円・下限500万円）

- **食品製造事業者等の施設の改修及び新設（かかり増し経費）、機器の整備、それらと一体的に行うHACCP等の認証取得費、導入後の適切な管理・運用を行うための人材育成に係る経費等**を支援します。
- また、輸出事業計画（GFPグローバル産地計画）を作成して農林水産大臣による認定を受ければ、**優先採択やポイント加算**がされます。詳しくは、施設の所在する都道府県に御相談ください。

＜事業の内容＞

- ① 加工食品等の輸出拡大に必要な製造・加工、流通等の施設の新設（かかり増し経費）及び改修、機器の整備に係る経費を支援します。
 - ・HACCP及びISO、FSSC、JFS-C等の規格を満たす施設
 - ・輸出可能な添加物を使用した製造ライン
 - ・海外が求める有機製品の製造ライン 等
- ② 施設整備を一体的に行い、その効果を高めるために必要なコンサル費等の経費（効果促進事業）を支援します。

＜事業の流れ＞



【参考資料】

より分かりやすい輸出のための手続きについて

輸出先国、対象産品ごとに、輸出証明書の発行、生産区域の指定又は加工施設の認定手続きについて、農林水産大臣、厚生労働大臣等が公示し、手続きを分かりやすくします。

現在、輸出証明書の発行、生産区域の指定又は加工施設の認定の手続きが必要な国・地域と品目

輸出先国	対象産品	輸出先国	対象産品	輸出先国	対象産品
EU	牛肉、家きん肉 食肉製品、乳製品 家きん卵及び卵製品 ケーシング ゼラチン・コラーゲン 水産物 ペットフード	シンガポール	牛肉、豚肉、家きん肉 食肉製品 家きん卵製品 水産物	ミャンマー	牛肉
				メキシコ	牛肉 水産物
米国	牛肉 水産物	タイ	牛肉、豚肉 青果物	ロシア	牛肉 水産物
アラブ首長国連邦	牛肉	ナイジェリア	水産物	韓国	家きん卵 畜産加工品 水産物
アルゼンチン	牛肉	ニュージーランド	牛肉 水産物（二枚貝）	香港	牛肉、豚肉、家きん肉 乳及び乳製品 家きん卵及び卵製品 アイスクリーム類等 水産物 モクズガニ
インド	水産物 養殖水産動物用飼料				
インドネシア	牛肉 水産物	バーレーン	牛肉	台湾	牛肉 家きん卵及び卵製品 乳及び乳製品 水産物
		フィリピン	牛肉		
ウクライナ	水産物	ブラジル	牛肉 水産物 飲料・酢		
ウルグアイ	牛肉	ベトナム	牛肉、豚肉、家きん肉 水産物	中国	乳及び乳製品 水産物 錦鯉
オーストラリア	牛肉 水産物 養殖等用飼料			各国共通	錦鯉（中国を除く） キャビア まぐろ類 めろ 原発事故関連証明書 自由販売証明書
カタール	牛肉	マカオ	牛肉、豚肉		
カナダ	牛肉 水生動物	マレーシア	牛肉 水産物		

上記とは別に、輸出先国、産品に応じて、植物検疫、動物検疫の手続きが必要です。これらも含めた分かりやすい手続きの一覧を整備します（準備中）

※ 農林水産物・食品輸出促進法の政令及び省令の規定見込み事項についてパブリックコメント中です。

地方自治体や民間の検査機関の体制強化支援について

証明書発行や施設認定等の迅速化のため、これらを行う都道府県、保健所設置市、特別区や民間検査機関等の体制強化を支援します。

地方自治体や民間の検査機関向けの支援内容

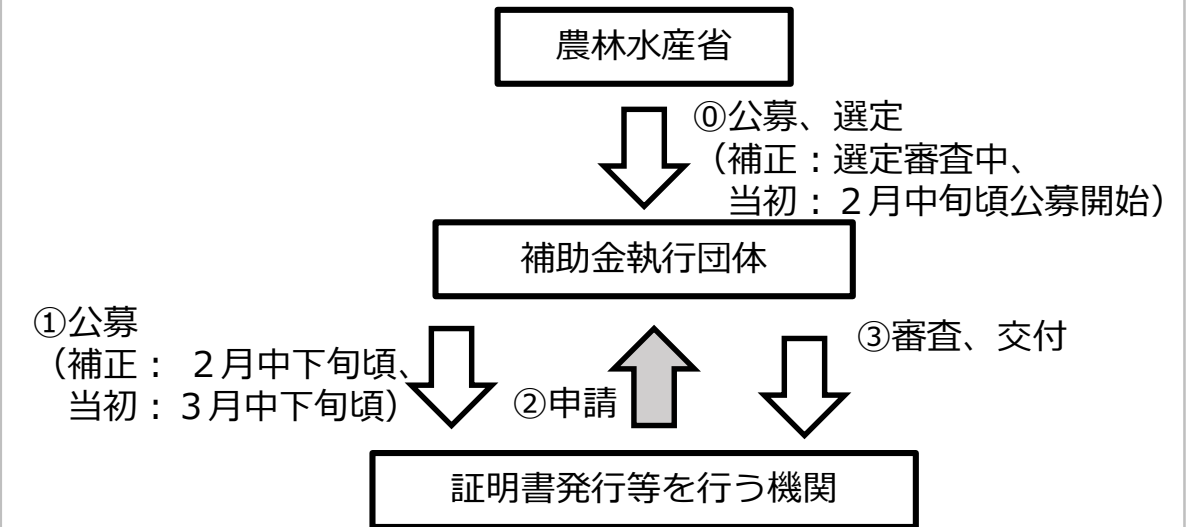
予算事業メニュー	支援内容
①能力向上	- 実務担当者の研修参加や研修資料の作成 - 検査機関が取得すべき国際規格（ISO/IEC 17025）の認定取得
②体制強化	輸出に取り組む事業者のニーズに対応するため、 - 相談、申請受付、事前審査対応を行う人員の増強 - 窓口の新設、受付時間の延長等によるサービス向上等
③検査機器の導入・更新	検査機器の購入・更新 （補助金額の上限2,500万円、下限100万円）

予算額：令和元年度補正予算1.3億円、令和2年度当初予算2.8億円

補助率：①，②は定額、③は1/2以内

（参考）予算事業の流れ

※公募のスケジュールは、予算の成立時期によって変わり得ます。



お問合せ先

農林水産省：

食料産業局 輸出促進課 輸出対策強化特別チーム

(4/1以降は、輸出先国規制対策課となる予定です)

電話：03-3501-4079

URL: <https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/index.html>

各地方農政局：

北海道農政事務所 生産経営産業部 事業支援課 電話：011-330-8810

東北農政局 経営・事業支援部 地域連携課 電話：022-221-6402
(青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県)

関東農政局 経営・事業支援部 地域連携課 電話：048-740-5351
(茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県 長野県 静岡県)

北陸農政局 経営・事業支援部 地域連携課 電話：076-232-4233
(新潟県 富山県 石川県 福井県)

東海農政局 経営・事業支援部 地域連携課 電話：052-223-4619
(岐阜県 愛知県 三重県)

近畿農政局 経営・事業支援部 地域連携課 電話：075-414-9101
(滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県)

中国四国農政局 経営・事業支援部 地域連携課 電話：086-224-9415
(鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県)

九州農政局 経営・事業支援部 地域連携課 電話：096-211-8607
(福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県)

沖縄総合事務局 農林水産部 食料産業課 電話：098-866-1673

※各地方農政局の地域連携課は、4/1以降、輸出支援課となる予定です。

農林水産物・食品輸出促進資金制度に関するお問い合わせは、株式会社日本政策金融公庫までお願いします。

株式会社 日本政策金融公庫 (農林水産事業)

電話：0120-154-505

各支店の連絡先につきましては、以下のURLでご確認ください。

<https://www.jfc.go.jp/n/branch/>